

1. 件 名：東北電力株式会社女川原子力発電所1号炉に係る照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたことに関する評価等について

2. 日 時：令和 2年 10月 30日 10:45 ～ 11:00

3. 場 所：原子力規制庁 3階会議卓

4. 出席者

原子力規制庁

緊急事案対策室 児玉企画調整官、平野室長補佐、和田専門職

(テレビ会議システムによる出席)

東北電力株式会社

原子力部 課長 他3名

5. 要 旨

東北電力株式会社より、女川原子力発電所 1 号炉に係る照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたことに関する評価について、前回の面談を踏まえ、主に以下の説明があった。

- ・現実的な評価条件として、照射済燃料の体数、冷却期間を考慮する。
- ・認可を受けた廃止措置計画と同じ手法による評価の結果は、使用済み燃料プールの冷却水の喪失を想定した場合、スカイシャイン線による周辺公衆の実行線量は  $5\mu\text{Sv/h}$  を下回る (約  $4\mu\text{Sv/h}$ )。

原子力規制庁より、評価に用いた線源の設定等の根拠を整理して示すよう伝えた。

東北電力株式会社より、本日の指摘を踏まえ、対応する旨の回答があった。

6. その他

配布資料：

資料 1「女川原子力発電所1号炉の廃止措置計画認可に伴う冷却告示への対応について」